

## 東日本大震災に係る福島県後期高齢者医療保険料の減免の概要

### 1 減免の要件・減免割合

- (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っているもの

保険料額の全部

- (2) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっているもの

保険料額の全部

- (3) 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第9項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した住居をいう。）に居住しているため避難を行っているもの

保険料額の全部

ただし、平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点の上位所得層※については、平成26年度までを減免対象とし、減免額は平成26年度4月分から9月分の月割算定額とする。

また、平成26年度中に指定が解除された旧避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点の上位所得層については、平成27年度までを減免対象とし、減免額は平成27年度4月分から9月分の月割算定額とする。

さらに、平成27年度中に指定が解除された旧避難指示解除準備区域の上位所得層については、平成28年度までを減免対象とし、減免額は平成28年度4月分から9月分の月割算定額とする。

※世帯に属する被保険者の旧ただし書所得（総所得等から33万円を引いた額）の合計が600万円を超える世帯

平成24年度9月分までの保険料については、以下の(4)～(8)の要件も対象となります。

(4) 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が居住する住宅に損害を受けたもの

り災証明書に基づく次の区分による

損 害 程 度	減 免 割 合
全壊	全部
半壊（大規模半壊を含む。）	2分の1

(5) 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったもの

保険料額の全部

(6) 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明であるもの

保険料額の全部

(7) 主たる生計維持者の事業収入等が減少することが見込まれ、その減少額

(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を控除して得た額)が平成22年の当該収入額の10分の3以上であるもの

平成22年の総所得金額等に応じて、対象保険料額(※)の全部～10分の2

※対象保険料額＝前年中の総所得金額等/減少する事業収入等に係る平成22年中の所得金額

(注)平成22年の総所得金額等が1,000万円を超える場合等は減免となりません。

減免割合の詳細につきましては、「東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例」第2条第1項第4号をご参照ください。

(8) 被保険者(主たる生計維持者以外であるもの)が重篤な傷病を負い、又は行方不明であるもの

保険料額の全部

## 2 減免の対象となる保険料

平成23年3月11日から平成29年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)が到来する平成22年度相当分から平成28年度相当分の保険料額

- ・ 主たる生計維持者又は被保険者が行方不明となった場合においては、その行方が明らかとなった日の属する月の前月分までの保険料額
- ・ 原発事故に因る避難指示等の対象となった場合においては、それぞれの指示等があった日の属する月分からの保険料額(平成23年4月22日に指示が解除された地域にあっては平成23年6月分までの保険料額)
- ・ 1(4)～(8)の規定による減免は、平成22年度相当分、平成23年度相当分及び平成

24年度相当分を対象とし、平成24年度においては4月分から9月分までの月割算定額

- 平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点の上位所得層については、平成26年度相当分までを減免対象とし、平成26年度においては4月分から9月分までの月割算定額
- 平成26年度中に指定が解除された旧避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点の上位所得層については、平成27年度相当分までを減免対象とし、平成27年度においては4月分から9月分までの月割算定額
- 平成27年度中に指定が解除された旧避難指示解除準備区域の上位所得層については、平成28年度までを減免対象とし、平成28年度においては4月分から9月分までの月割算定額